

國民の名に於て徹底的に彈劾^レをなすものなり

昭和八年一月十八日

國家社會黨福岡縣聯合會

製鐵所合同反對闘争委員會

製鐵所長官中井勵作殿

(5) 陳情書

日本國家社會黨福岡縣支部聯合會及び製鐵官民合同反對闘争委員會は本議會に提出されんとする製鐵官民合同案を左の理由に基き非國家的暴案と確認し之か粉碎に付司令官殿に陳情す

理由 (決議文記載通り)

資本家階級の傀儡と化し腐敗墮落せる今日の政黨政治の下にあつては之の非國家的暴案の阻止はひとへに軍部當局の國家的誠實に依頼するの外なく我が日本國家社會黨は茲に之か反對陳情をなし司令官殿の愛國赤誠を煩はさんとするものであります
一月十八日

日本國家社會黨福岡縣聯合會

製鐵官民合同反對闘争委員會

司令官殿